職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年7月16日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

#### 岩手県人事委員会規則第11号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則及び職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 (職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前

第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきそ 第7条 勤務実績報告書には、給与支給権者が各職員につきそ の勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」とい う。)及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入する ものとする。

 $(1)\sim(6)$  「略]

(勤務記録簿)

### 第9条 [略]

2 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員 2 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員 会規則第20号。以下「支給規則」という。)第16条第1項及 び第2項に規定する帳簿及び整理簿並びに同規則第22条に規 定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管理 職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿と みなす。

### 第16条 [略]

- 2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手 当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜 勤手当、休日給、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当 の支給に際しては、第8条の規定により送付された勤務実績 報告書をもって基準給与簿に代えることができる。
- 3 [略]

(給与の支払)

# 第17条 [略]

2 職員は、給与の支払を受けるときは、職員の給与の支給に 関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)第2条 の2の規定による預金又は貯金への振込み(以下「振込み」 という。) の方法によってその全額を受けるときを除き、第 22条第2項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込 みの方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る 押印をしなければならない。

改正後

の勤務を管理するため作成する記録(以下「出勤簿等」とい う。) 及び勤務記録簿に基づいて次に掲げる事項を記入する ものとする。

 $(1)\sim(6)$  「略]

(7) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の計算上必要 な事項

(勤務記録簿)

## 第9条 [略]

会規則第20号。以下「支給規則」という。)第16条第1項及 び第2項に規定する帳簿及び整理簿並びに支給規則第22条に 規定する超過勤務等記録簿、管理職員特別勤務実績簿及び管 理職員特別勤務手当整理簿は、この条に規定する勤務記録簿 とみなす。

## 第16条 [略]

- 2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手 当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜 勤手当、休日給、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及 び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に際しては 、第8条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基 準給与簿に代えることができる。
- 3 [略]

(給与の支払)

### 第17条 「略]

2 職員は、給与の支払を受けるときは、支給規則第2条の2 の規定による預金又は貯金への振込み(以下「振込み」とい う。)の方法によってその全額を受けるときを除き、第22条 第2項の規定により課長等の保存する基準給与簿に振込みの 方法以外の方法によって支払を受けた金額の受領に係る押印 をしなければならない。

3 「略] 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第2条 職員の給与の支給に関する規則(昭和38年岩手県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後

目次

第1章・第2章 [略]

第3章 給料以外の給与

第1節~第10節の2 「略]

第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普 及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派 遣手当 (第28条)

第12節 [略]

第4章~第6章 「略]

附則

第18条 第23条ただし書の規定は、日額で定められている特殊|第18条 第23条第1項ただし書の規定は、日額で定められてい 勤務手当の支給について準用する。

第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁 業普及指導手当、災害派遣手当及び武力攻撃 災害等派遣手当

(定時制通信教育手当等の支給)

導手当、災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当は、給料 の支給方法に準じて支給する。ただし、その給与期間に係る 分を次の給与期間の給料の支給日に支給する。

2 第23条ただし書の規定は、前項の手当について準用する。

様式第19(第22条関係)

「略〕

備考1・2 「略]

3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、そ の月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の 時間及び回数の集計(時間については、第24条の規 定による端数計算の結果)を記入してください。た だし、第23条ただし書の規定により、月の中途にお いて支給するときは、その日までの分の集計を朱書 してください。

目次

第1章・第2章 [略]

第3章 給料以外の給与

第1節~第10節の2 「略]

第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普 及指導手当、災害派遣手当、武力攻擊災害等派遣 手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 (第28条)

第12節 「略]

第4章~第6章 「略]

附則

る特殊勤務手当の支給について準用する。

第11節 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁 業普及指導手当、災害派遣手当、武力攻撃災 害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急 事態派遣手当

(定時制通信教育手当等の支給)

第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指 第28条 定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指 導手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型イ ンフルエンザ等緊急事態派遣手当は、給料の支給方法に準じ て支給する。ただし、その給与期間に係る分を次の給与期間 の給料の支給日に支給する。

> 2 第23条第1項ただし書の規定は、前項の手当について準用 する。

様式第19 (第22条関係)

「略]

備考1・2 「略]

3 各月ごとに空欄を設けないよう朱書をもって、そ の月中における勤務区分欄ごとのそれぞれ相当欄の 時間及び回数の集計(時間については、第24条の規 定による端数計算の結果)を記入してください。た だし、第23条第1項ただし書の規定により、月の中 途において支給するときは、その日までの分の集計 を朱書してください。

 4 [略]
 4 [略]

 備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。